

群馬県空手道連盟
年齢基準についての細則

第1条 この細則は、群馬県空手道連盟（以下本連盟という）における、役員・専門委員・資格所有者の年齢基準について定める。

第2条 本連盟の年齢基準は、以下の通りとする。

1. 評議員，理事，専門委員は，満72歳の年度末をもって終了とする。
2. 上記以外の役員は，満80歳の年度末をもって終了を原則とする。
3. 資格審査員は，満72歳の年度末をもって終了とする。
また，その後も，講習会に参加することにより，ゴールドエンジャッジ（以下GJと称す）として認定することもある。
4. 審判員は，原則満67歳の年度末をもって終了とする。
希望者は，講習会に参加することにより，満70歳の年度末まで定年を延長できるものとする。
また，その後も，講習会に参加することにより，GJとして認定することもある。
5. GJは，地域・道場（クラブ）において活動できる。

第3条 その他の事項については，常任理事会で審議し，会長名をもって実施する。

附 則

本細則は平成15年	6月 1日	施行
本細則は平成21年	9月26日	一部改正
本細則は平成22年	3月 6日	一部改正
本細則は平成25年	1月26日	一部改正
本細則は平成31年	2月16日	一部改正
本細則は令和 3年	2月13日	一部改正